

## 令和3・4年度千早赤阪村入札参加資格審査申請書提出要領（建設工事）

千早赤阪村（水道事業を除く）の建設工事の競争入札に参加を希望される方は下記により申請書類を提出してください。

### 1. 資格要件（次の(1)～(6)の条件をすべて満たす者）

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年間を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 営業について免許、許可又は登録を要するものにあつては、当該免許、許可、登録を受けていること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 建設業法第3条の規定による許可を受けている者及び同法第27条の23の規定による経営事項審査（総合評定値P）を受けていること。
- (6) 千早赤阪村暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

### 2. 登録有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

### 3. 申 請

- (1) 受付期間 令和3年1月18日（月）から2月1日（月）まで  
（受付期間内の消印（宅配便の場合は配達依頼日）のあるものに限り有効）
- (2) 提出方法 郵送（簡易書留郵便又は一般書留郵便）又は宅配便。ただし、村内業者は、持参可（受付時間：午前9時から午後5時30分まで。土、日曜日及び祝日を除く）。
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出先及び問い合わせ先  
〒585-8501 南河内郡千早赤阪村大字水分180番地  
千早赤阪村総務課 建設工事受付あて  
電話 0721-72-0081
- (5) 記載基準日 令和3年1月1日
- (6) 申請業種 申請できる工事の種類は、3工種以内。また、審査終了後は希望工種を変更することはできません。

### 4. 注意事項

- (1) 申請において虚偽の記載、記入上の不備等があった場合は、この資格を承認しないこと、又は取り消すことがあります。
- (2) 入札参加資格の審査結果は、令和3・4年度の競争入札参加者名簿に登載し、令和3年4月1日以降、本村のホームページで公開します。なお、登録有効期間内に必ず入札の参加を約束するものではありませんので、ご了承ください。

- (3) 年度途中での追加受付及び審査終了後の希望工種の変更はできません。
- (4) 受付後であっても必要に応じて問い合わせや資料等の提出をしていただく場合があります。
- (5) 申請書類確認後、返信用封筒で受付票を返送します。
- (6) 申請書提出後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。
- (7) 証明書類は、申請書提出の直前3ヶ月以内に各証明権者が発行したものを提出してください。
- (8) 申請に必要な書類は、すべてA4サイズで統一してください。また、証明書類等はA4用紙に原寸コピーしてください。
- (9) 工事経歴書については、直近2年間に官公庁と契約した内容を主に記載し、次に民間実績を記載してください。また、「元請」か「下請」の別も明記してください。

## 5. 提出書類一覧

順序	提出書類	部数	複写						
①	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事） 【様式 1-1、様式 1-2】	1	不可						
②	営業所一覧表 【様式 2】	1	可						
③	工事経歴書（直近 2 年間分） 【様式 3】	1	可						
④	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書 ※令和 3 年 1 月 1 日時点で最新のもの（審査基準日が令和元年 6 月 1 日以降のもの） ※新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置を受けた業者については、平成 30 年 10 月 29 日以降で有効かつ最新のもの	1	可						
⑤	委任状（支店、支社等が契約を希望する場合のみ） 【村指定共通様式 1】	1	不可						
⑥	使用印鑑届 【村指定共通様式 2】	1	不可						
⑦	印鑑証明書	1	可						
⑧	建設業許可証明書	1	可						
⑨	登記簿謄本（法人の場合） 代表者の身分証明書及び代表者の登記されていないことの証明書（個人の場合）	1	可						
⑩	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">納税証明書 ※直近 1 年間分 ※未納が無いことを確認できる証明可</td> <td>           国税            イ. 法人の場合 法人税、消費税（「納税証明書(その 3 の 3)」も可）            ロ. 個人の場合 所得税、消費税（「納税証明書(その 3 の 2)」も可）            ※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 3 条による国税通則法第 46 条第 1 項の規定により納税の猶予を受けている場合は、「納税証明書（その 3）」に代えて、「納税の猶予許可通知書」の写し又はその旨が記載された「納税通知書（その 1）」。<b>猶予期限までに納付した後、改めて納税証明書を提出すること。</b> </td> <td rowspan="3">1</td> <td rowspan="3">可</td> </tr> <tr> <td>           都道府県税（契約を希望する営業所に係るもの）            イ. 法人の場合 法人事業税            ロ. 個人の場合 個人事業税            ※新型コロナウイルス感染症の影響等により、猶予制度の適用を受けている方は、「徴収猶予許可書」の写し。<b>猶予期限までに納付した後、改めて未納が無いことを確認できる証明書を提出すること。</b> </td> </tr> <tr> <td>           千早赤阪村に納税義務のある法人又は個人は、上記の他に村民税、固定資産税の納税証明も添付すること。            ※新型コロナウイルス感染症の影響等により、猶予制度の適用を受けている方は、「徴収猶予許可書」の写し。<b>猶予期限までに納付した後、改めて未納が無いことを確認できる証明書を提出すること。</b> </td> </tr> </table>	納税証明書 ※直近 1 年間分 ※未納が無いことを確認できる証明可	国税 イ. 法人の場合 法人税、消費税（「納税証明書(その 3 の 3)」も可） ロ. 個人の場合 所得税、消費税（「納税証明書(その 3 の 2)」も可） ※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 3 条による国税通則法第 46 条第 1 項の規定により納税の猶予を受けている場合は、「納税証明書（その 3）」に代えて、「納税の猶予許可通知書」の写し又はその旨が記載された「納税通知書（その 1）」。 <b>猶予期限までに納付した後、改めて納税証明書を提出すること。</b>	1	可	都道府県税（契約を希望する営業所に係るもの） イ. 法人の場合 法人事業税 ロ. 個人の場合 個人事業税 ※新型コロナウイルス感染症の影響等により、猶予制度の適用を受けている方は、「徴収猶予許可書」の写し。 <b>猶予期限までに納付した後、改めて未納が無いことを確認できる証明書を提出すること。</b>	千早赤阪村に納税義務のある法人又は個人は、上記の他に村民税、固定資産税の納税証明も添付すること。 ※新型コロナウイルス感染症の影響等により、猶予制度の適用を受けている方は、「徴収猶予許可書」の写し。 <b>猶予期限までに納付した後、改めて未納が無いことを確認できる証明書を提出すること。</b>		
	納税証明書 ※直近 1 年間分 ※未納が無いことを確認できる証明可		国税 イ. 法人の場合 法人税、消費税（「納税証明書(その 3 の 3)」も可） ロ. 個人の場合 所得税、消費税（「納税証明書(その 3 の 2)」も可） ※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 3 条による国税通則法第 46 条第 1 項の規定により納税の猶予を受けている場合は、「納税証明書（その 3）」に代えて、「納税の猶予許可通知書」の写し又はその旨が記載された「納税通知書（その 1）」。 <b>猶予期限までに納付した後、改めて納税証明書を提出すること。</b>			1	可		
			都道府県税（契約を希望する営業所に係るもの） イ. 法人の場合 法人事業税 ロ. 個人の場合 個人事業税 ※新型コロナウイルス感染症の影響等により、猶予制度の適用を受けている方は、「徴収猶予許可書」の写し。 <b>猶予期限までに納付した後、改めて未納が無いことを確認できる証明書を提出すること。</b>						
千早赤阪村に納税義務のある法人又は個人は、上記の他に村民税、固定資産税の納税証明も添付すること。 ※新型コロナウイルス感染症の影響等により、猶予制度の適用を受けている方は、「徴収猶予許可書」の写し。 <b>猶予期限までに納付した後、改めて未納が無いことを確認できる証明書を提出すること。</b>									
⑪	千早赤阪村暴力団排除条例に基づく誓約書 【村指定様式 4】	1	不可						
⑫ 別添	業者カード（建設工事） 【村指定様式 5】 （経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書 A 4 縮小版添付） イ. 技術者等現況報告書（村内業者のみ） 【村指定様式 6】 ロ. 店舗等の写真（村内業者のみ） 【村指定様式 7】	1	不可						
⑬ 別添	受付票（建設工事） 【村指定様式 8】	1	不可						
⑭ 別添	返信用封筒（長 3、84 円切手貼付、申請者名・住所等を記入すること。）	1	—						

- (ア) ①～⑩の提出書類は、前記の番号順に紙ファイル（A4版S、色指定なし）で綴じ、⑫、⑬、⑭については別添とすること。
- (イ) ファイルの表と背に業者名を必ず記入すること。
- (ウ) 前記②、③は中央公契連統一様式に準じた様式も可とする。
- (エ) 前記①、⑤、⑥、⑪、⑫、⑬は本村指定の用紙を使用すること。
- (オ) 前記①、⑤、⑥、⑪、⑫、⑬以外は、複写機による明確な写しをもって代用できる。
- (カ) 証明書類は、申請書提出の直前3ヶ月以内に各証明権者が発行したものを提出すること。
- (キ) 申請書類の記載事項の基準日は、令和3年1月1日（ただし、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定をした日）とする。
- (ク) 業者カードに記載する希望工事の種別は、経営事項審査の区分とする。ただし、工事の種類に内訳区分がある場合は、下段に記載すること。